日高川町空き家活用若者移住定住支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、空き家の利活用及び若者の移住定住を促進し、人口流出の抑制及び地域の担い手不足改善を図るため、日高川町内(以下「町内」という。)の空き家に若者や子育て世代が定住する目的で居住する場合、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、日高川町補助金等交付規則(平成17年日高川町規則第27号)及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、次のとおりとする。
 - (1)空き家 わかやま住まいポータルサイトに登録された個人(不動産業又はこれに類する業を営む個人を除く。)が所有する物件をいう。
 - (2) 若者 満18歳以上39歳以下の者をいう。
 - (3) 定住 日高川町の住民基本台帳に登録され、かつ、5年以上継続して居住することをいう。
 - (4) 子育て世代 義務教育を終了するまでの者と同居し扶養する者をいう。
 - (5) 扶養 監護し、かつ、生計を同じくするか又は維持することをいう。

(補助対象者)

- 第3条 補助の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、自らが居住するために空き家の売買又は賃貸借契約を締結した者で、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、3親等内の親族にある者と売買又は賃貸借契約を締結した者及び過去に本補助金の交付を受けた者は除くものとする。
 - (1)申請日において満18歳以上39歳以下の者(配偶者が満18歳以上3 9歳以下の場合も対象とする。)、又は義務教育を終了するまでの者と同居 し扶養する者であること。
 - (2)補助対象者及び当該空き家に居住する同一世帯の者に定住する意思があること。
 - (3) 所在地の行政区に所属し、地域活動等に積極的に参加できる者であること。
 - (4) 当該空き家の所在地に居住者全員が住民登録していること。
 - (5)補助対象者又は同居する者が国税、地方税及び国民年金等を滞納していないこと。
 - (6)補助対象者又は同居する者が暴力団員による不当な行為の防止等に関す

る法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でない こと。

(7) 日高川町結婚新生活支援事業補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象経費)

- 第4条 補助金は、空き家の賃貸借又は購入に係る経費のうち、次に掲げる経費を対象とする。ただし端数が生じたときは千円未満を切り捨てる。
 - (1)空き家を賃貸借した場合、当該空き家に係る家賃(3ヶ月分)及び当該空き家契約に係る仲介手数料とし、10万円を上限とする。
 - (2) 空き家を購入した場合、当該空き家の購入に要した経費(購入費用、仲介手数料、登記手数料)とし、30万円を上限とする。また、申請日において義務教育を終了するまでの者と同居し扶養する場合は、義務教育を終了するまでの者一人につき10万円を加算し、その場合の上限額は60万円とする。

(交付申請)

- 第5条 補助金の交付を受けようとする者は、日高川町空き家活用若者移住定住支援補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、当該空き家に住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に定める住民票を移した日以降60日以内に町長に提出しなければならない。
 - (1) 住民票(世帯全員)
 - (2) 税金等完納証明書
 - (3) 売買又は賃貸借契約書の写し
 - (4) 登記事項証明書の写し(売買契約の場合に限る)
 - (5) 定住誓約書(様式第4号)
 - (6) 第4条第1項各号に掲げる経費を支払ったことが確認できる領収書等
 - (7) その他町長が必要と認める書類
- 2 申請期間については、4月1日から当該年度の3月15日までとする。ただし、その3月15日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「日曜日等」という。)に当たるときは、その日以降で最も近い日曜日等でない日とする。

(交付決定)

第6条 町長は、前条による申請書を受理したときは、当該申請書の内容を審査 し、適当と認めたとき、又は不適当と認めたときは、日高川町空き家活用若者 移住定住支援補助金交付決定(不決定)通知書(様式第2号)により申請者に 通知するものとする。

(補助金の支払)

- 第7条 日高川町空き家活用若者移住定住支援補助金の交付決定を受けた者は、 日高川町空き家活用若者移住定住支援補助金請求書(様式第3号)により町長 に補助金を請求するものとする。
- 2 町長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに口座振込により補助金を 支払うものとする。

(補助金の返還)

- 第8条 町長は、本補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する こととなった場合は、その全部を返還させることができる。
 - (1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金を受けたとき。
 - (2) 国税、地方税及び国民年金等の滞納があったとき。
 - (3) 交付決定を受けた日から起算して5年未満の間に世帯全員が町内に居住しなくなったとき。
 - (4) 前号に掲げるもののほか、町長が特に補助金の交付をするものとしてふ さわしくないと認めたとき。

(状況の調査)

第9条 町長は、必要があると認めたときは、交付決定対象者に対し報告を求め、 又は調査を行うことができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町 長が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。